

エコクリーンセンター基幹的設備改良工事及び運転管理業務受託者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 可燃ごみ処理施設「エコクリーンセンター」の基幹的設備改良工事及び運転管理業務（DBO方式）に係るプロポーザルの実施について、契約事項や要求水準等を踏まえ、透明性及び公平性を確保した受託者選定を行うため、エコクリーンセンター基幹的設備改良工事及び運転管理業務受託者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 実施方針
- (2) 契約事項、要求水準（見積時）
 - ア 契約書（案）
 - イ 基幹的設備改良工事 仕様書
 - ウ 運転管理業務 仕様書
- (3) 特定事業の選定
- (4) 募集要項（審査方法、審査項目、予定価格、選定手順、参加要件）
- (5) 受託者選定基準
- (6) 契約事項、要求水準（発注時）
 - ア 契約書（案）
 - イ 基幹的設備改良工事 仕様書
 - ウ 運転管理業務 仕様書
- (7) プロポーザル参加者の審査・講評
- (8) 優先交渉権者の選定
- (9) (1)から(8)までに掲げるものの他、管理者が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、6人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 浜田市 副市長
- (3) 浜田市 市民生活部長
- (4) 江津市 副市長
- (5) 江津市 市民部門参事

(6) 浜田地区広域行政組合 事務局長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長が、必要があると認めた時は、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 第3条各号に掲げる委員が会議に出席したときの報酬及び費用弁償は、次のとおりとする。

(1) 第3条第2項第1号に掲げる委員は、予算の範囲内で報酬及び費用弁償を支給する。

(2) 第3条第2項第2号から第6号に掲げる委員に掲げる委員は、無給とする。

(3) 第5条第2項の規定により委員以外の者が会議に出席したときは、予算の範囲内で報酬及び費用弁償を支給できるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課業務係において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(委員の責務)

第9条 委員は、その職務を公正かつ公平に行わなければならない。

2 委員は、プロポーザル参加者の役職員若しくは構成員としてプロポーザル手続に参加し、又はプロポーザルに参加しようとし、若しくは参加者に対してプロポーザルに関する助言その他の援助を行ってはならない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月9日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、選定した受託者と契約締結後に効力を失う。